



2016年10月13日

桑名市地域包括支援センター権利擁護研修会
高齢者虐待防止研修会
(くわなメディアライヴ)

桑名市版高齢者虐待対応ロールプレイング
～K-GTR～



桑名市南部地域包括支援センター

センター長 中西 健二

社会福祉士 浅田菜穂子

桑名市 ゆめはまちゃん (ゆるキャラグランプリ2015 **三重県内第1位**)

K-GTRの進め方



- 総合司会の進行にあわせて、画面が変化しますので、画面に映し出された内容に従ってください。
- グループ司会は、画面に映し出された内容に従い、グループ内の司会進行をお願いします。
- 画面が変化した場合は、グループ内の話し合いが途中であっても、次の画面の内容に移ってください。



桑名市役所



2016年10月13日

桑名市地域包括支援センター権利擁護研修会
高齢者虐待防止研修会
(くわなメディアライヴ)

桑名市版高齢者虐待対応ロールプレイング
～K-GTR～ 第1段階解説



桑名市保健福祉部地域介護課
中央地域包括支援センター(障害福祉課併任)

社会福祉士 西村健二

桑名市 ゆめはまちゃん (ゆるキャラグランプリ2015 **三重県内第1位**)

高齢者虐待対応の流れ

- ① 市町村・地域包括支援センターへの相談・通報・届出
- ② 事実確認を行うための協議（情報共有と事実確認方法の検討）
- ③ 事実確認（情報収集・訪問調査・立入調査）
- ④ コアメンバー会議（虐待認定・緊急性の判断）
- ⑤ 虐待対応ケース会議（課題整理・対応協議）
- ⑥ 虐待対応（介入・支援）
- ⑦ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）
- ⑧ 虐待対応（介入・支援）
- ⑨ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）
- ⑩ すべての課題解消まで⑦～⑨の繰り返し
- ⑪ 終結（すべての課題解消後の虐待対応ケース会議で判断）

虐待疑いの早期通報への期待

- ・虐待の早期通報が重要なことは周知できている
- ・しかし、通報基準が明確でないため、通報が遅れて支援が後手に回ることが多い
- ・通報が遅れ、時間の余裕が少ないと、支援の選択肢も少なくなる
- ・困難事例の対応成功のカギは「時間づくり」
⇒ 介護保険サービス事業所への周知啓発が必要
 - ① 虐待サインの早期発見
 - ② 虐待疑いの早期通報

虐待疑いの通報基準

- 虐待が確実に発生している（通報）
- 虐待が疑わしい状況にある（通報＝相談）
- 不適切な介護状態にある（通報＝相談）
- 虐待がないことが明らか（通報しなくて良い）

虐待がないことが明らかでない以上、
グレーゾーンはすべて通報（相談）する

通報を受けた場合の対応

- ・虐待が確実に発生している⇒虐待対応
- ・虐待があるかどうか分からない⇒虐待対応
- ・虐待がないことが明らか⇒虐待として対応せず

虐待がないことが明らかでない以上、
グレーゾーンはすべて虐待対応！

- ・通報者への感謝の気持ちを忘れず、素早い対応を
- ・48時間以内の目視による安否確認を行う
- ・情報収集を行い、虐待の事実確認を行う
- ・可能な範囲で通報者へのフィードバックを行う

第1段階の振り返り



(5分間)

- ・テーマ 「虐待サインの早期発見、早期相談、早期通報について」



2016年10月13日

桑名市地域包括支援センター権利擁護研修会
高齢者虐待防止研修会
(くわなメディアライヴ)

桑名市版高齢者虐待対応ロールプレイング
～K-GTR～ 第2段階解説



桑名市保健福祉部地域介護課
中央地域包括支援センター(障害福祉課併任)

社会福祉士 西村健二

桑名市 ゆめはまちゃん (ゆるキャラグランプリ2015 **三重県内第1位**)

高齢者虐待対応の流れ

- ① 市町村・地域包括支援センターへの相談・通報・届出
- ② 事実確認を行うための協議（情報共有と事実確認方法の検討）
- ③ **事実確認（情報収集・訪問調査・立入調査）**
- ④ コアメンバー会議（虐待認定・緊急性の判断）
- ⑤ 虐待対応ケース会議（課題整理・対応協議）
- ⑥ 虐待対応（介入・支援）
- ⑦ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）
- ⑧ 虐待対応（介入・支援）
- ⑨ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）
- ⑩ すべての課題解消まで⑦～⑨の繰り返し
- ⑪ 終結（すべての課題解消後の虐待対応ケース会議で判断）

5つの虐待種別

①身体的虐待

②介護・世話の放棄・放任

③心理的虐待

④性的虐待

⑤経済的虐待

・「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない」(東京高裁判決平成25年6月10日)⇒物を投げたり、振り回したりすれば、高齢者に接触せずとも身体的虐待となる

・障害者虐待には同じ5類型があるものの、児童虐待には経済的虐待がない

・第六の虐待、セルフネグレクト(自己虐待)

高齢者虐待の統計調査

<養護者虐待>

・通報件数 25,791件 認定件数 15,739件

・通報者

①介護支援専門員 30.0% ②警察 15.2% ③家族・親族 10.4%

・虐待種別

①身体的虐待 66.9% ②心理的虐待 42.1% ③介護等放棄 22.1%

④経済的虐待 20.9% ⑤性的虐待 0.5%

・虐待者

①息子 40.3% ②夫 19.6% ③娘 17.1% ④息子の配偶者 5.2%

<養介護施設従事者等虐待>

・通報件数 1,120件 認定件数 300件

・通報者 ①当該施設職員 24.0% ②家族・親族 18.9%

・虐待種別

①身体的虐待 63.8% ②心理的虐待 43.1% ③経済的虐待 16.9%

④介護等放棄 8.5% ⑤性的虐待 2.6%

虐待を行った者による2つの分類

- ・①**養護者**「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」(第2条第2項)

養護者は同居である必要はなく、高齢者の日常生活において何らかの世話をする人を指し、内縁関係の者、同居人、別居の親族、世話をしている近所の知人なども含まれる

- ・②**養介護施設従事者等**「老人福祉施設」「有料老人ホーム」「地域密着型介護老人福祉施設」「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「地域包括支援センター」「老人居宅生活支援事業」「居宅サービス事業」「介護予防サービス事業」「地域密着型サービス事業」「居宅介護支援事業」「介護予防サービス事業」「地域密着型介護予防サービス事業」「介護予防支援事業」の業務に従事する者(第2条第5項)

ケアマネジャーや地域包括支援センター職員による虐待もいわゆる「施設虐待」にあたる。

- ・障害者虐待防止法では「**使用者**」による虐待も記載している

虐待者によって異なる終結条件

- ①養護者

虐待がなくなったことを確認できた場合に終結
⇒虐待がなくなったかどうか分からない場合、
分離して一時的に虐待がなくなっている場合は
虐待対応は継続する

- ②養介護施設従事者等

虐待がなくなったことを確認できた場合
+組織として虐待が再発しないための改善が
なされたこと

第2段階の振り返り



(5分間)

- ・テーマ 「地域包括支援センターの立場で
事実確認を行った感想」



2016年10月13日

桑名市地域包括支援センター権利擁護研修会
高齢者虐待防止研修会
(くわなメディアライヴ)

桑名市版高齢者虐待対応ロールプレイング
～K-GTR～ 第3段階解説



桑名市保健福祉部地域介護課
中央地域包括支援センター(障害福祉課併任)

社会福祉士 西村健二

桑名市 ゆめはまちゃん (ゆるキャラグランプリ2015 **三重県内第1位**)

高齢者虐待対応の流れ

- ① 市町村・地域包括支援センターへの相談・通報・届出
- ② 事実確認を行うための協議（情報共有と事実確認方法の検討）
- ③ 事実確認（情報収集・訪問調査・立入調査）
- ④ コアメンバー会議（虐待認定・緊急性の判断）
- ⑤ 虐待対応ケース会議（課題整理・対応協議）
- ⑥ 虐待対応（介入・支援）
- ⑦ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）
- ⑧ 虐待対応（介入・支援）
- ⑨ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）
- ⑩ すべての課題解消まで⑦～⑨の繰り返し
- ⑪ 終結（すべての課題解消後の虐待対応ケース会議で判断）

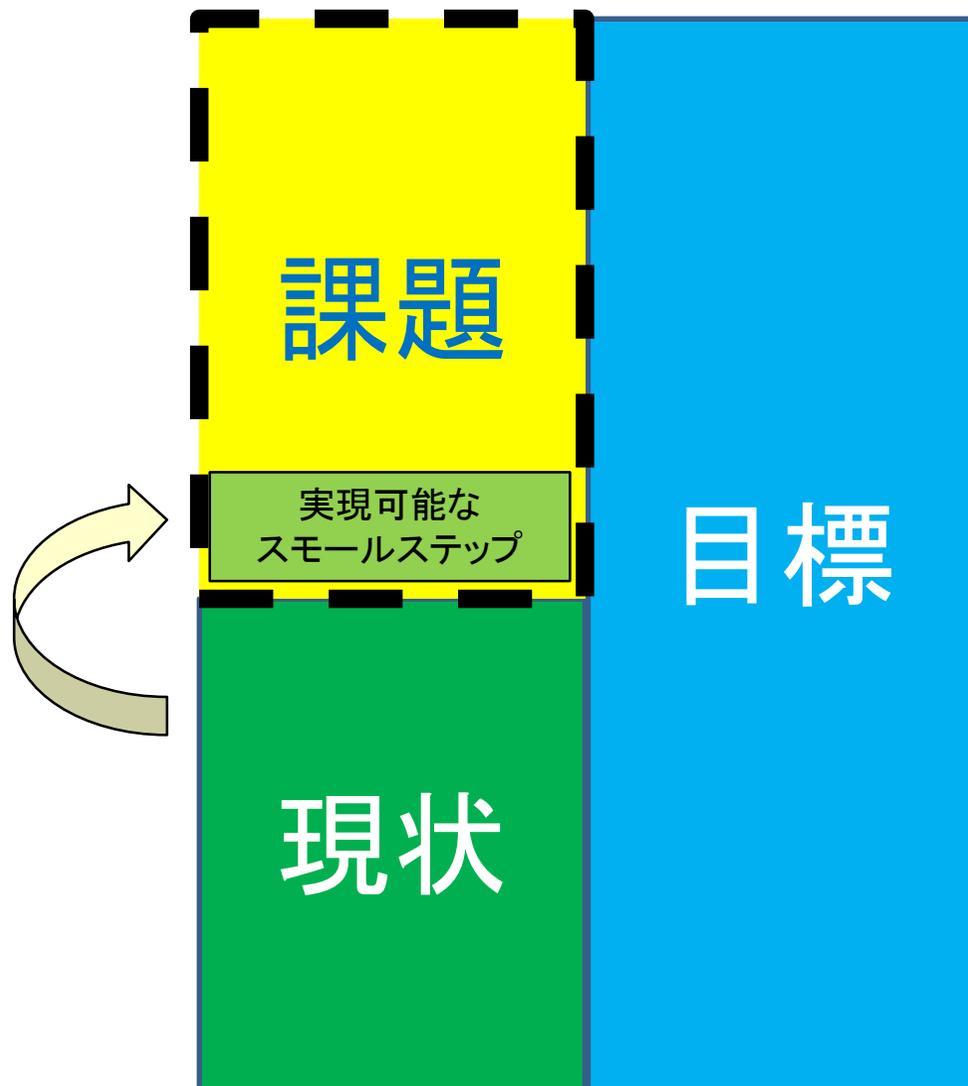
高齢者虐待対応の流れ

- ① 市町村・地域包括支援センターへの相談・通報・届出
- ② 事実確認を行うための協議（情報共有と事実確認方法の検討）
- ③ 事実確認（情報収集・訪問調査・立入調査）
- ④ コアメンバー会議（虐待認定・緊急性の判断）
- ⑤ 虐待対応ケース会議（課題整理・対応協議）
- ⑥ 虐待対応（介入・支援）
- ⑦ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）
- ⑧ 虐待対応（介入・支援）
- ⑨ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）
- ⑩ すべての課題解消まで⑦～⑨の繰り返し
- ⑪ 終結（すべての課題解消後の虐待対応ケース会議で判断）

高齢者虐待対応の流れ

- ① 市町村・地域包括支援センターへの相談・通報・届出
- ② 事実確認を行うための協議（情報共有と事実確認方法の検討）
- ③ 事実確認（情報収集・訪問調査・立入調査）
- ④ コアメンバー会議（虐待認定・緊急性の判断）
- ⑤ 虐待対応ケース会議（課題整理・対応協議）
- ⑥ 虐待対応（介入・支援）
- ⑦ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）
- ⑧ 虐待対応（介入・支援）
- ⑨ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）
- ⑩ すべての課題解消まで⑦～⑨の繰り返し
- ⑪ 終結（すべての課題解消後の虐待対応ケース会議で判断）

現状、目標、課題の位置関係



- ・①地域アセスメントにより「現状」を知る
- ・②本来のあるべき姿、望ましい水準を「目標」とする
- ・③「現状」と「目標」の差、そこに横たわるものが「課題」
- ・④「課題」を解消することで現状が高まり、目標に近づく
- ・⑤大きな課題には、実現可能な小目標(スモールステップ)を設置する

$$\text{目標} - \text{現状} = \text{課題}$$

虐待対応のポイント

- ・虐待は人の尊厳を損なう事態⇒迅速で適切な対応を行う
- ・通報受理から事実確認(安否確認・情報収集)は48時間以内
- ・複数対応が原則
- ・**困難な事例こそ、基本に忠実な対応を心がける**
- ・公的権力の行使(措置入所・立入調査・市長村長申立)は適切に行う
何もせず失敗するのと、やるだけやって失敗するのとは全く違う状況
- ・養護者支援が大切(対症療法より根治治療を)
- ・終結を必ず明確にする
- ・一人で抱え込まず、連携を重視した対応を行う
専門機関・専門職、制度・サービスへの適切なつなぎと連携
- ・虐待対応は、やって当たり前のセーフティネット
事業所のサービス、市の政策・事業はセーフティネットができた上で実施
虐待対応は効率性の問題ではなく、セーフティネットが機能していることを示すことで、最も大きな住民サービスとなる

第3段階の振り返り



(5分間)

- ・テーマ 「桑名市版虐待対応ロールプレイング(K-GTR)をやってみて」

ご清聴ありがとうございました



本物力こそ桑名力

